

神奈川県

E V 普通充電設備整備費補助金

補助事業実施の手引（共同住宅用）

（令和5年度版）

〈御注意ください〉

- 本手引は、「共同住宅」にE V 普通充電設備等を整備する場合の手引です。
- 一戸建ての住宅にE V 普通充電設備等を整備する場合は補助の対象外です。
(共同住宅に整備する場合が対象です。)
- 事業の実施に当たっては、土地の規制に関する法令、土地利用の権原など、法令の順守及び関係者との権利関係の処理を申請者の責任において適切に行ってください。
- 国の補助金を受ける場合、交付申請時又は実績報告時に国の交付決定通知書（写し）を、添付してください。
- 県の交付決定より前に、E V 普通充電設備等の設置工事に着工した場合は、補助金交付の対象となりません。
- 審査には1か月以上かかることがあります。申請書は、補助事業の着手予定日の1か月以上前に提出してください。
- 補助事業は令和6年3月29日（金）までに完了しなければなりません。
- 補助事業が完了したら、完了日の翌日から起算して2か月以内又は令和6年4月30日（火）のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください（必着）。

※令和5年6月1日

組織再編に伴い、問合せ先・書類の提出先が「神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室」に変更となりました。（ホームページのURLも変更しました。）

— 目次 —

はじめに	3
1 補助の概要	4
2 補助事業の実施の流れ	4
2-1 補助金の交付申請	5
2-2 申請書の提出	5
2-3 補助事業の実施	5
2-4 補助事業の完了と実績報告書の提出	5
3 補助の内容	6
3-1 補助対象者	6
3-2 補助対象設備	7
3-3 補助対象経費	7
3-4 補助額	8
3-5 申請可能な基数の上限	8
3-6 リース契約	8
4 交付申請	9
4-1 受付期間	9
4-2 補助事業の着手	9
4-3 申請方法	9
4-4 提出書類	10
4-5 申請に当たっての留意事項	15
5 交付・不交付の決定	16
6 補助事業の実施	16
6-1 実施状況の確認	16
6-2 事業計画の変更	17
6-3 事業計画の中止・廃止	17
6-4 補助事業の実施に当たっての留意事項	18
7 補助事業の完了	18

— 目次（続き） —

8	実績報告	19
8-1	実績報告書の提出期限	19
8-2	報告方法	19
8-3	提出書類	20
8-4	実績報告に当たっての留意事項	23
9	補助金の交付	24
9-1	補助対象設備の管理	24
9-2	補助対象設備の処分	24
10	問合せ先・書類の提出先	25
10-1	問合せ先	25
10-2	書類の提出先	25

はじめに

この手引で使用される用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
E V 普通充電設備	電気自動車（E V）を充電するための設備であって、漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいいます。
充電用コンセント	E Vに付属する充電ケーブルを接続する200V対応のE V専用のプラグの差込口をいいます。
充電用コンセントスタンド	充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいいます。
E V 普通充電設備等	E V 普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドを総称するときにいいます。
共同住宅	建築確認通知書や建築基準法第6条の規定による確認済証等に「共同住宅」又は「長屋」であることが明記されている建物をいいます。
一戸建ての住宅	建築確認通知書や建築基準法第6条の規定による確認済証等に「一戸建ての住宅」であることが明記されている建物をいいます。
経済産業省補助金	経済産業省が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターがE V 充電インフラ導入に関して交付する補助金のことをいいます。 <参考>経済産業省補助金（充電インフラ）の案内ページ https://www.cev-pc.or.jp/#no02
要綱	「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」のことをいいます。
要領	「神奈川県E V 普通充電設備整備費補助金実施要領」のことをいいます。
手引	「神奈川県E V 普通充電設備整備費補助事業実施の手引（共同住宅用）」（この手引）のことをいいます。
補助事業	県内の共同住宅にE V 普通充電設備等を整備する事業のことをいいます。

1 補助の概要

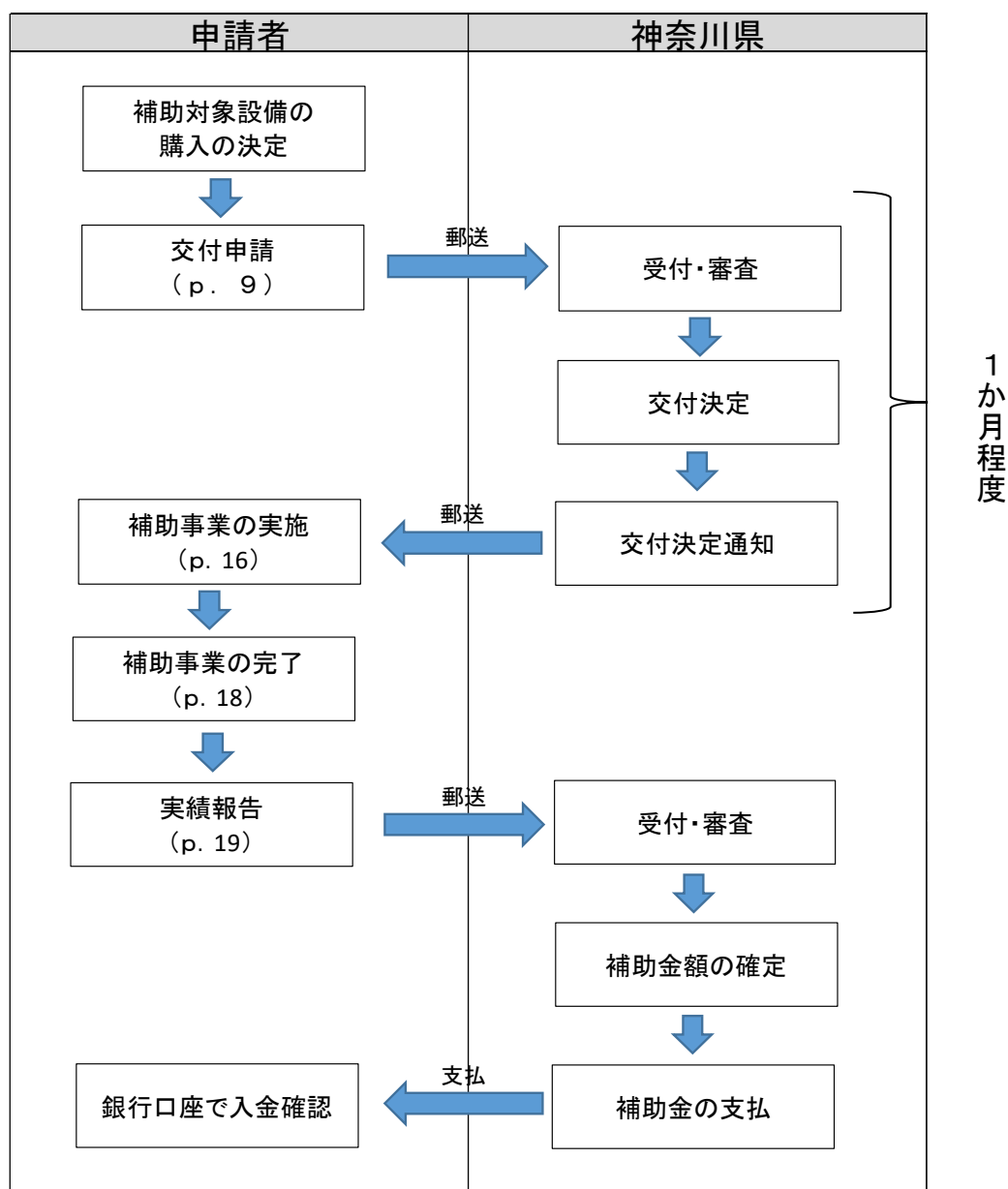
新規（追加）又は入替で県内の共同住宅にEV普通充電設備等を整備する場合（※）に、経費の一部を補助します。

※ 一戸建ての住宅に整備する場合は、補助の対象外です。

○ 予算

600 万円

2 補助事業の実施の流れ



2-1 補助金の交付申請

○受付期間

令和5年4月27日（木）から令和5年12月28日（木）まで

2-2 申請書の提出

交付申請書を郵送で提出してください。

- ・詳しくは「4 交付申請」を確認してください。
- ・申請書の提出に当たっては、この手引と要綱、要領をよく確認してください。

2-3 補助事業の実施

補助事業は、交付決定通知を受理した後に実施してください。

- ・詳しくは「6 補助事業の実施」を確認してください。

2-4 補助事業の完了と実績報告書の提出

補助事業が完了したら、期限内に実績報告書を郵送で提出してください。

- ・補助事業の完了については「7 補助事業の完了」を確認してください。
- ・実績報告書の提出期限等については「8 実績報告」を確認してください。
- ・提出のあった実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定した上で、補助金を支払います。

3 補助の内容

3-1 補助対象者

補助対象設備（次項を参照）であるE V 普通充電設備の所有者となる個人（※1）、個人事業者、法人（公共法人（※2）を除く。）、管理組合法人又は法人格をもたない管理組合です。

※1 一戸建ての住宅に整備する場合は補助の対象外です。賃貸アパート等に入居している個人を想定しています。

※2 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人をいいます。

・次の要件を全て満たす必要があります。

要件
ア E V 普通充電設備等を設置する場所は、共同住宅専用の駐車場又は居住者の用に供する駐車場であること。
イ 住民総会若しくは理事会でE V 普通充電設備等を設置することに合意が得られていること又は共同住宅の所有権を有する者の合意が得られていること。
ウ 譲渡又は販売を目的として建設する共同住宅に設置するE V 普通充電設備等でないこと。
エ 共有している土地（※3）にE V 普通充電設備等を整備する場合は、土地の共有者の全員の同意を得ること（※4）。

※3 E V 普通充電設備等を整備する土地の所有者が申請者を含めて複数名いる場合のことであり、借地の所有者が複数名いる場合のことではありません。

※4 住民総会又は理事会でE V 普通充電設備等を設置することに合意が得られていればこの限りではありません。

3-2 補助対象設備

県内の共同住宅に新規（追加）又は入替で整備するEV普通充電設備等が対象です。

- ・補助対象設備は、次の要件を全て満たす必要があります。

設備の要件
ア 経済産業省補助金の交付の対象となるEV普通充電設備等（次項を参照）であること。
イ 未使用品であること（中古品又は新古品ではないこと。）。
ウ EV普通充電設備等を設置する土地の使用権原を有していること。 （借地の場合は、土地の使用許諾及びEV普通充電設備等を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能であること。）

3-3 補助対象経費

EV普通充電設備等の設備費と設置工事費に係る経費です。

- ・対象となる設備は、経済産業省補助金の交付の対象となるEV普通充電設備（※）です。

※ 経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表

<https://www.cev->

[pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R4ho/r04ho_juden_jougen_meigara.pdf](https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R4ho/r04ho_juden_jougen_meigara.pdf)

- ・対象となる設置工事は、次のとおりです。

補助対象	設置工事
対象	基礎・据付工事、搬入・運搬工事、電気配線工事、通信線工事、配管工事、ブレーカー工事、開閉器盤設置工事、掘削・埋設工事、建柱工事、デマンド工事、課金デバイス工事、ハンドホール設置工事、高圧受変電設備設置工事、特別措置に基づく受電工事費、案内板設置工事費、ライン引き工事、路面表示工事、屋根設置工事、小屋設置工事、防護用部材設置工事、電灯設置工事
対象外	EV普通充電設備等の稼働試験、監視カメラ等の防犯システムの整備工事、消化器等の防災設備の整備工事、アスファルト等の舗装がされていない駐車スペースへのアスファルト舗装工事、既設のEV充電設備の撤去工事や移設・処分、その他既存物の撤去工事や移動・処分 等

- ・ その他、対象となる設置工事に係る費用は、次のとおりです。

雑材・消耗品費、養生費、図面作成費、レイアウト検討費、電力会社立会・協議費、安全誘導員費、停電回避費、充電スペース造成費、現場監督等の労務費、その他設置にかかる費用で知事が必要と認めるもの

- ・ 値引きがある場合は、値引後の金額です。
- ・ 消費税及び地方消費税は含みません。
- ・ 自社製品のEV普通充電設備等を調達する場合、又は設置工事等を含めて関係会社から調達する場合は、利益等を除いた金額です。

3-4 補助額

1 基当たりにつき次のうちいずれか低い額です（千円未満は切り捨て）。

補助額の算出	
ア 補助対象経費の額	
イ 次に定める補助上限額	
設備	補助上限額
・ EV普通充電設備	15万円
・ 充電用コンセントスタンド	15万円
充電用コンセント	10万円
ウ 補助対象経費から国の補助金（※）の補助額を控除した額	

※ 名称のいかんを問わず補助金相当と認められるものをいいます。

- ・ 国や市町村の補助金を受ける場合で、EV普通充電設備等の補助対象経費に対する国の補助金額、県の補助金額、市町村の補助金額を合計した金額がEV普通充電設備等の補助対象経費の額を上回るときは、事前に補助金を受ける市町村に御相談ください。

3-5 申請可能な基数の上限

1つの共同住宅の駐車場につき原則5基までとします。

3-6 リース契約

リース契約期間は、財産処分制限期間（5年）以上である必要があります。

4 交付申請

4-1 受付期間

令和5年4月27日（木）から令和5年12月28日（木）まで

- ・審査に1か月以上かかることがあります。補助事業の着手（次項を参照）の予定日の1か月以上前に申請書を提出してください。
- ・経済産業省補助金等の国の補助金を受ける場合は、国の交付決定通知書（写し）を交付申請時又は実績報告時に提出してください。
- ・国の交付決定額が決まる前に県へ交付申請することも可能です。
- ・受付期間中であっても、予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切るがあります。
- ・なお、予算額の終了時点で複数の交付申請があったときは、抽選（くじ引き方式）で交付対象とする申請を選定する場合があります（審査は別途行います。）。
- ・受付状況及び抽選の詳細は、神奈川県EV普通充電設備整備費補助金のホームページ（※）上でお知らせします。

※ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge.html>

4-2 補助事業の着手

次の行為をいいます。

EV普通充電設備等に係る設置工事の着工

- ・設置工事の着工の具体例は、「3-3 補助対象経費」の設置工事の表を参照してください（補助対象となる設置工事（搬入・運搬工事を除く。）が、着工に当たる行為です）。

4-3 申請方法

郵送で提出してください。

- ・書類の提出先は、「10-2 書類の提出先」を確認してください。
- ・持込みでの提出は受け付けません。

4-4 提出書類

提出する書類は次のとおりです。次表で提出が必要な書類を確認して提出してください。

No.	提出書類	申請者 ※1			
		管理組合 法人	法人格を もたない 管理組合	賃貸ア パートの オーナー	個人事業者 個人 ※2
1	E V 普通充電設備整備費補助金交付申請書（第1号様式）	○	○	○	○
2	E V 普通充電設備整備費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）	○	○	○	○
3	見積書の写し等	○	○	○	○
4	E V 普通充電設備等の整備に係る経費の額を証する書類	△	△	△	△
5	E V 普通充電設備等の仕様が確認できるもの	○	○	○	○
6	申請者等の確認書類	○	○	○	○
7	役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）	○			
8	E V 普通充電設備等を設置する土地の登記事項証明書			○	○
9	土地の利用及びE V 普通充電設備等の設置に関する許諾書等			△	△
10	工事着工前の要部写真	○	○	○	○
11	設置場所以見取図	○	○	○	○
12	E V 普通充電設備等の設置に関する同意書（第1号様式別紙4）			△	△
13	利益等を排除した補助対象経費の算定根拠	△	△	△	△
14	E V 普通充電設備等の設置に関する住民総会での決議を証する書類（議事録等）の写し等	○	○		
15	共同住宅の所有権を有する者の同意書（第1号様式別紙3）				○
16	共同住宅確認書類の写し	○	○	○	○
17	現在の管理組合の代表者が選定されたことを証する書類（議事録等）		○		
18	その他知事が必要と認める書類	△	△	△	△

○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

※1 上表は、想定する一般的なケースで提出が必要となる書類であるため、土地や共同住宅の所有の状況によって変わる場合があります。

※2 賃貸アパートに入居している個人事業者又は個人が、賃貸アパートのオーナーの許可を得てE V 普通充電設備等を整備する場合は、

・申請者が上表以外の法人の場合

申請者が、次のいずれかに該当する法人の場合は、各区分に応じた上表の書類に加えて「役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）」を提出してください。

- ア E V 充電サービス事業を手掛ける法人（E V 普通充電設備等の所有者となる者）※
- イ 法人のリース事業者
- ウ 自らが所有する共同住宅にE V 普通充電設備等を整備する、管理組合ではない法人

※ 共同住宅向けにE V 普通充電設備等を整備する法人を想定しています。

(1) 神奈川県EV普通充電設備整備費補助金交付申請書（第1号様式）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(2) 神奈川県EV普通充電設備整備費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(3) 見積書の写し等

EV普通充電設備等の本体の調達と設置工事を別の事業者依頼する場合は、それぞれの見積書を提出してください。

- ・見積書等からEV普通充電設備等の設備費と設置工事費の内訳が確認できない場合は(4)も提出してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
- ・「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」について、補助対象経費を申請する場合は(18)を参照してください。

(4) EV普通充電設備等の整備に係る経費の額を証する書類

EV普通充電設備等の設備費と設置工事費の内訳が確認できる書類を提出してください。

- ・(3)の書類から内訳が確認できる場合は提出不要です。
- ・適当な書類がない場合は、任意の様式に必要事項を記載してください。

(5) EV普通充電設備等の仕様が確認できるもの

次の書類を提出してください。

提出書類
<ul style="list-style-type: none">・経済産業省補助金の対象となるEV普通充電設備等であることが確認できる書類（※）・デマンドコントローラー及び課金デバイスを申請する場合は、メーカー名、型式、価格、仕様が分かるカタログや仕様書等・付帯設備（屋根、小屋、充電設備等保護用部材、電灯）を申請する場合は、メーカー名、型式、価格が分かるカタログ等

※ 経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表から、該当の設備が記載されたページを印刷して提出してください。

○経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表

<https://www.cev->

pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R4ho/r04ho_juden_jougen_meigara.pdf

(6) 申請者の確認書類

申請者の区分によって次の書類を提出してください。

申請者の区分	提出書類
個人事業者又は法人格をもたない管理組合	運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポート又はマイナンバーカード（表面）のいずれかの写し（※1）
法人又は管理組合法人	現在事項若しくは履歴事項証明書（※2）又はこれに代わるもの
個人	住民票（※2）

※1 申請者の区分が法人格をもたない管理組合の場合は、管理組合の代表者のものを提出してください。

※2 発行日から3か月以内のもの。写しは不可。ただし、2件目以降の申請である場合は、写しでも可とします。

(7) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）

申請者が法人若しくは管理組合法人の場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(8) EV普通充電設備等を設置する土地の登記事項証明書

原本を提出してください。

- ・2件目以降の申請である場合は、写しでも可とします。
- ・(14)の書類を提出する場合は、不要です。

(9) 土地の利用及びEV普通充電設備等の設置に関する許諾書又はこれに代わるもの
EV普通充電設備等の設置場所が借地の場合は、提出してください。

- ・財産処分制限期間（5年）以上設置することの許諾を土地所有者から得る必要があります。
- ・(8)の登記事項証明書の「権利部（甲区）」に登記名義人として記載されている者全員が設置に許諾していることが分かる書類を提出してください。

- ・ (14)の書類を提出する場合は、不要です。

(10) 工事着工前の要部写真

次の写真を全てカラーで提出してください。

提出が必要な要部写真	
ア	E V 普通充電設備等を設置予定の充電スペース全景写真 (入替の場合は、既設のE V 充電設備の充電スペース全景写真)
イ	E V 普通充電設備等の本体の設置予定場所 (別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの設置予定場所) の写真
ウ	充電スペースを造成する場合は、充電スペースの造成予定場所の写真

- ・ 何について撮影した写真であるか判別できるよう、写真には、撮影項目の名称 (充電スペース全景、E V 普通充電設備等の設置予定場所、既設E V 充電設備の銘板など) を付してください。
- ・ 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(11) 設置場所見取図

図面をA3サイズで提出してください。

- ・ 経済産業省補助金の記入例 (※) にある「記載が必要な内容」が分かるように作成してください。

※ https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R4ho/r04ho_juden_tenpu_koufu_mitori.pdf

- ・ 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(12) E V 普通充電設備等の設置に関する同意書 (第1号様式別紙4)

共有している土地でE V 普通充電設備等を設置する場合は、提出してください。

- ・ 土地の共有者が複数いる場合は、共有者全員の同意書を作成してください。
- ・ (14)の書類を提出する場合は、不要です。

(13) 利益等を排除した補助対象経費の算定根拠

自社製品のE V 普通充電設備等を調達する場合、又は設置工事等を含めて関係会社から調達する場合は、補助対象経費 (「3-3 補助対象経費」を参照) が利益

等を排除した金額であると分かる書類を提出してください。

(14) EV普通充電設備等の設置に関する住民総会での決議を証する書類の写し（議事録等）等

管理組合が管理する共同住宅の場合、次のアからオの事項が確認できる住民総会での決議を証する書類の写しを提出してください。

- | | |
|---|------------------------------|
| ア | 書類の作成日 |
| イ | 住民総会（理事会）の開催日 |
| ウ | EV普通充電設備等の設置が承認された（合意を得た）こと。 |
| エ | 共同住宅の名称 |
| オ | 設置期間5年以上が記載されていること。 |
| カ | ウが承認される住民総会の開催予定日 |

- ・EV普通充電設備等の設置を承認する住民総会の開催が間に合わない場合は、上記のアからカの事項が確認できる理事会での合意を証する書類（議事録等）の写しを提出してください。

(15) 共同住宅の所有権を有する者の同意書（第1号様式別紙3）

オーナー（所有者）がいる賃貸アパート等又は複数のオーナー（所有者）で所有する賃貸アパート等にEV普通充電設備等を整備する場合は、提出してください。

- ・賃貸アパート等のオーナー（所有者）が複数いる場合は、申請者を除くオーナー（所有者）全員の同意書を作成してください。
- ・(14)の書類を提出する場合は、不要です。

(16) 共同住宅確認書類の写し

用途に「共同住宅」又は「長屋」であることが明記されている次のいずれかの書類の写しを提出してください。

- | | |
|---|----------------------|
| ア | 建築確認通知書 |
| イ | 建築基準法第6条の規定による確認済証 |
| ウ | 建築基準法第7条の規定による検査済証 等 |

(17) 現在の管理組合の代表者が選定されたことを証する書類の写し（議事録等）

法人格をもたない管理組合が管理する共同住宅にEV普通充電設備等を整備する場合は提出してください。

- ・書類は次の内容が確認できる必要があります。

ア	書類の作成日
イ	代表者を選定した会合の開催日
ウ	選定された代表者の氏名
エ	共同住宅の名称

(18) その他知事が必要と認める書類

必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- ・ 経済産業省補助金等の国の補助金を受ける場合で、国の交付決定額が決まっている場合は、「国の補助金の交付決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にてEV普通充電設備等を整備する場合は、電力会社に提出し受領された申込書及び電力会社が発行した請求書の写しを提出してください。なお、請求書の写しについて、申請時に提出できない場合は、電力会社との協議結果に基づく概算見積書等でも可とします。
- ・ 共同住宅の「時間貸し駐車場」に整備する場合は、時間貸し駐車場であることを証する表示（料金看板）の写真を提出してください。

4-5 申請に当たっての留意事項

- ・ 提出書類には、インデックスを付けてください。

（インデックスの名称や付け方は、神奈川県EV普通充電設備整備費補助金のホームページ（※）に掲載のチェックリストで確認してください。

※ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge.html>）

- ・ 申請書を手書きで記入する場合は、黒色又は青色のボールペンで記入してください（鉛筆や消すことができるインクのペンで記入したものについては、受け付けません。）。
- ・ 提出された書類の返却はしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・ 提出された申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正する場合があります。

5 交付・不交付の決定

提出のあった交付申請書を審査し、補助金の交付の可否について決定した上で、申請者に書面で通知します。

- ・ 交付決定通知は事業終了後も必要となりますので大切に保管してください。

6 補助事業の実施

補助事業は、交付決定通知を受理した後に、通知に記載された内容に従って実施してください。

- ・ 交付決定通知を受理する前に次の行為を行った場合には、補助事業の着手に当たるので、補助金の交付を受けられません。

- ・ 補助事業の着手に当たる行為

E V 普通充電設備等に係る設置工事の着工（※）

※ 設置工事の着工の具体例は、「3-3 補助対象経費」の設置工事の表を参照してください（補助対象となる設置工事（搬入・運搬工事を除く。）が、着工に当たる行為です。）。

- ・ 次の場合には、速やかに県に報告し、その指示を受けてください。

ア 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合
イ 補助事業が事業完了予定日までに完了しない場合
ウ 補助事業の遂行が困難となった場合

6-1 実施状況の確認

県が補助金の交付決定をした後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

6-2 事業計画の変更

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

計画の変更時に提出が必要な書類
神奈川県EV普通充電設備整備費補助金変更承認申請書（第4号様式）
変更内容が確認できる書類

- ・ 交付申請時に見積書を基に県の補助金を算出（「3-4 補助額」を参照）した場合で、実際の契約額において見積額から値引きがあったときに、県が交付決定した補助金額（交付決定通知書に記載）に影響を及ぼす（減額となる）ケースがあります。

この場合、上記の書類の提出が必要となりますので、速やかに県に連絡してください。

- ・ 補助金額（交付決定通知に記載）に影響を及ぼすことがない場合は、提出不要です。

（実績報告の際に、「神奈川県EV普通充電設備整備費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙3）」を提出してください。）

- ・ ただし、経済産業省補助金を受ける場合であって、当該補助金の取下げに該当する次の計画変更の必要性が生じた場合は、速やかに県に連絡してください。

経済産業省補助金の取下げに該当する計画変更
申請者、リース契約の有無、EV普通充電設備等の設置場所住所、EV普通充電設備等の工事施工会社又は販売会社、EV普通充電設備等の基数・出力

6-3 事業計画の中止・廃止

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業を中止・廃止しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

計画の中止・廃止時に提出が必要な書類
神奈川県EV普通充電設備整備費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）

6-4 補助事業の実施に当たっての留意事項

土地の規制に関する法令、土地利用など、法令の順守及び関係者との権利関係の処理を申請者の責任において適切に行ってください。

- ・次に該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- | |
|---|
| ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 |
| イ 補助金を他の用途に使用したとき。 |
| ウ 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。 |
| エ 補助事業の実施に関して、不正、怠慢その他不適切な行為を行ったとき。 |

7 補助事業の完了

次の3つが全て完了することをいいます。

- | |
|---------------------|
| ア EV普通充電設備等の設置工事の完了 |
| イ EV普通充電設備等の引渡し |
| ウ EV普通充電設備等の代金支払の完了 |

- ・補助事業は令和6年3月29日（金）までに完了しなければなりません。

8 実績報告

8-1 実績報告書の提出期限

次のいずれか早い日まで（必着）です。

- | |
|----------------------------|
| ア 補助事業が完了した日の翌日から起算して2か月以内 |
| イ 令和6年4月30日（火） |

- 補助事業が完了しているものの、令和6年3月29日（金）までに実績報告書を提出できない場合は、次の書類を提出してください。

令和6年3月29日（金）までに実績報告ができない場合に提出が必要な書類
神奈川県EV普通充電設備整備費補助金実施状況報告書（第10号様式）

- 補助事業が完了する時期ごとの必要な提出書類と提出期限は次のとおりです。

（日付はいずれも令和6年）

補助事業の完了日	必要な書類	提出期限
ア 1月31日まで	実績報告書	完了日から2か月以内 （3月29日（金））
イ 2月1日から2月29日の間	実施状況報告 （※）	3月29日（金）
	実績報告書	完了から2か月以内
ウ 3月1日から3月29日の間	実施状況報告 （※）	3月29日（金）
	実績報告書	4月30日（火）

※ 令和6年3月29日（金）までに実績報告書を提出している場合は不要です。

8-2 報告方法

郵送で提出してください。

- 書類の提出先は、「10-2 書類の提出先」を確認してください。

8-3 提出書類

提出する書類は次のとおりです。次表で提出が必要な書類を確認して提出してください。

No.	提出書類	申請者			
		管理組 合法人	法人格をも なさない 管理組合	法人	・個人事 業者 ・個人
1	E V 普通充電設備整備費補助金実績報告書（第11号様式）	○	○	○	○
2	E V 普通充電設備整備費補助金事業結果報告書（第11号様式別紙1）	○	○	○	○
3	振込先口座情報の確認書類	○	○	○	○
4	リースに係る契約書の写し			△	
5	発注書の写し	○	○	○	○
6	請求書（内訳書含む。）の写し	○	○	○	○
7	領収書の写し又は金融機関発行の振込証の写し	○	○	○	○
8	設置完了証明書（第11号様式別紙2）	○	○	○	○
9	完成後の要部写真	○	○	○	○
10	完成後の設置場所見取図	○	○	○	○
11	保証書	○	○	○	○
12	国の補助金の交付決定通知書	△	△	△	△
13	E V 普通充電設備整備費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙3）等	△	△	△	△
14	その他知事が必要と認める書類	△	△	△	△

・○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

・申請書の様式は、神奈川県E V普通充電設備整備費補助金のホームページ（※）からダウンロードしてください。

※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge.html>

(1) 神奈川県E V普通充電設備整備費補助金実績報告書（第11号様式）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(2) 神奈川県E V普通充電設備整備費補助金事業結果報告書（第11号様式別紙1）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(3) 振込先口座情報の確認書類

次の事項を確認できる通帳等の写しを提出してください。

- | |
|--|
| ア 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）
イ 金融機関名及び店名
ウ 預金の種類
エ 口座番号 |
|--|

・申請者名義の口座に限ります。

・ネットバンク等で通帳がない場合は、上記の事項を確認できる画面、キャッシュカード等の写しも可です。

- (4) **EV普通充電設備等のリースに係る契約書の写し**
申請者がリース事業者の場合は、提出してください。
- (5) **発注書の写し**
EV普通充電設備等の本体の調達と設置工事を別の事業者^①に依頼した場合は、それぞれの発注書を提出してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
- (6) **請求書（内訳書含む。）の写し**
EV普通充電設備等の設備費と設置工事費に係る経費の額の内訳が確認できるものを提出してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
 - ・適当な書類がない場合は、任意の様式に必要な事項を記載してください。
- (7) **領収書の写し、金融機関発行の振込証等**
補助事業に係る全額の支出を証する書類の写しを提出してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
 - ・印紙税法（昭和42年法律第23号）の適用を受ける領収書は印紙が貼られているものの写しに限ります。
 - ・インターネット等による振込の場合は金融機関発行の支払完了を証する書類を提出し、WEB取引の場合は印刷画面（振込手続完了ではなく、振込完了（資金移動）が確認できることが必要です。）を提出してください。
- (8) **設置完了証明書（第11号様式別紙2）**
記載例を参考に、所定の様式に必要な事項を記載してください。

(9) 完成後の要部写真

次の写真を**全てカラー**で提出してください。

提出が必要な要部写真	
ア	E V 普通充電設備等の充電スペース全景写真
イ	E V 普通充電設備等の本体の設置場所（別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの設置場所）の写真
ウ	E V 普通充電設備等の銘板写真（別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの銘板写真）
エ	その他、申請した工事項目に該当する要部写真（高圧受変電設備、分電盤、引込開閉器盤、手元開閉器盤、配線・配管、引込柱・建柱、ハンドホール、デマンドコントロール機器、課金デバイス機器、ライン引き、路面表示、屋根、小屋、防護用部材、電灯、造成した充電スペースなど）

- ・何について撮影した写真であるか判別できるよう、写真には、撮影項目の名称（充電スペース全景、E V 普通充電設備等の本体、課金デバイス、高圧受変電設備、手元開閉器盤、配線・配管など）を付してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(10) 完成後の設置場所見取図

完成後の図面は**A 3 サイズ**で提出してください。

- ・経済産業省補助金の記入例（※）にある「記載が必要な内容」が分かるように作成してください。

※ https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R4ho/r04ho_juden_tenpu_jisseki_mitori.pdf

- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(11) E V 普通充電設備等のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書

メーカー名、型式、製造番号（シリアル番号）、保証開始日、発行先（申請者名）が確認できるものを提出してください。

- ・別体の課金デバイスがある場合で、E V 普通充電設備等の本体と別々に保証される場合は、当該課金デバイスの保証書も提出してください。
- ・メーカーが認めた第三者の発行する保証書を提出する場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限り

ます。

(12) 国の補助金の交付決定通知書の写し

経済産業省補助金等の国の補助金を受ける場合で、交付申請時に提出していない場合は、提出してください。

(13) 神奈川県E V普通充電設備整備費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙3）等

補助金額（交付決定通知に記載）に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、変更した内容が分かる書類と併せて提出してください。

(14) その他知事が必要と認める書類

必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- ・「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にてE V普通充電設備等を整備した場合は、電力会社が発行した領収書又は支払ったことを証する振込証明書(※)を提出してください。

※ 支払ったことを証する振込証明書については、インターネット等による振込の場合は金融機関発行の支払完了を証する書類を提出し、WEB取引の場合は印刷画面（振込手続完了ではなく、振込完了（資金移動）が確認できることが必要です。）を提出してください。

8-4 実績報告に当たっての留意事項

- ・ 提出書類には、インデックスを付けてください。

（インデックスの名称や付け方は、神奈川県E V普通充電設備整備費補助金のホームページ(※)に掲載のチェックリストで確認してください。

※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge.html>）

- ・ 実績報告書を手書きで記入する場合は、黒色又は青色のボールペンで記入してください（鉛筆や消すことができるインクのペンで記入したものについては、受け付けません。）。
- ・ 提出された書類の返却はしません。実績報告書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・ 提出された実績報告書の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正する場合があります。

9 補助金の交付

実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定した後、指定の口座に補助金を振り込みます。

- ・国の補助金を受ける場合で、国の補助金額と県の補助金額を合計した金額が、EV普通充電設備等の補助対象経費を上回るときは、EV普通充電設備等の補助対象経費から国の補助金の交付決定額を控除した額を県の交付額の限度とします。
- ・交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知をします。
- ・交付決定時から金額に変更がない場合は、通知はしません。銀行口座で入金を確認してください。

9-1 補助対象設備の管理

補助金の交付を受けた者は、次の点に留意してください。

ア 補助事業により設置した設備については、財産処分制限期間（5年）内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、若しくは廃棄する場合（以下「処分」といいます。）又は補助事業をリースにより実施する場合において、リース事業者が処分制限期間、リース契約の期間内に使用者から引き上げようとするときは、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられることがあります。

イ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合には、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

ウ 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

- ・個人又は個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- ・法人、管理組合法人又は法人格をもたない管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

9-2 補助対象設備の処分

財産処分制限期間（5年）内にEV普通充電設備等を処分する場合は、必ず事前に次の書類を提出してください。

財産処分制限期間内に設備を処分する場合に提出が必要な書類

神奈川県EV普通充電設備整備費補助金財産処分承認申請書（第13号様式）

10 問合せ先・書類の提出先

10-1 問合せ先

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

E V 普通充電設備整備費補助金担当

電話 045-210-4133 (直通)

10-2 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、次の宛先に郵送してください。レターパック等の追跡可能な方法での郵送に御協力ください。

(県から問合せがあったときのために必ず写しを手元に保管してください。)

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

E V 普通充電設備整備費補助金担当